

“倒産・解雇などによる離職”（特定受給資格者）や
 “雇い止めなどによる離職”（特定理由離職者）をされた方へ

平成 22 年 4 月から 国民健康保険税が 軽減されます

平成 21 年 3 月 31 日以降に離職された方で雇用保険の特定受給資格者や特定理由離職者として求職者給付を受ける方は、離職の翌日から翌年度末までの期間の国民健康保険税が届出することにより軽減されます。

◆対象者は？

離職日の翌日から翌年度末までの期間において、

- (1) 雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇などによる離職）
 - (2) 雇用保険の特定理由離職者（例：雇い止めなどによる離職）
- として求職者給付（基本手当等）を受ける方です。

◆軽減額は？

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。
 軽減は、前年の給与所得をその 30/100 とみなして行います。

◆軽減期間は？

離職日の翌日から翌年度末までの期間です。
 ※雇用保険の求職者給付（基本手当等）を受ける期間とは異なります。
 ※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

◆制度が始まる前の失業は対象外ですか？

制度が始まる前 1 年以内（平成 21 年 3 月 31 日以降）に離職された方は、平成 22 年度に限り国民健康保険税が軽減されます。
 ※平成 21 年度の保険税は対象となりません。

★軽減を受けるには届出が必要です。

国民健康保険税の軽減には届出が必要となります。

- ①雇用保険受給資格者証 ②印鑑 ③保険証
 をご持参のうえ、保健福祉課国保係へお越しください。

◆問い合わせ先 保健福祉課 国保係 ☎ 585-2785

「心の健康相談」のお知らせ

県北保健福祉事務所では、職場や地域社会・家庭の中でのストレス等の影響で、心の悩みを抱えている方が、専門の医師に相談する場として「心の健康相談」を実施しています。お気軽にご相談ください。
 日 程：5 月 27 日（木） 6 月 25 日（金） 13 時 30 分～ 15 時 30 分
 場 所：県北保健福祉事務所
 申込み方法：予約制です。前日までに電話でお申込みください。
 申込み、問合せ：県北保健福祉事務所 健康福祉部 障がい者支援チーム ☎ 534 - 4300

▶ 植樹を見守る文化財保護審議委員



マツクイムシの影響で樹勢が弱り、接ぎ木による後継松の生育を試みてきた町指定天然記念物である「義経の腰掛松」の幼木が育ち、3 月 15 日、腰掛松の脇に植樹されました。

「義経の腰掛松」は阿津賀志山のふもと、石母田国見神社の西にある赤松で、源義経（牛若丸）が奥州平泉に向かう際、道端の小松に腰をかけて休んだとされることから、その名がついたと言われています。

江戸時代には三本の太い幹から大きな枝を広げて奥州街道の名所として旅人の間で知られるようになり、数々の紀行文に取り上げられて有名になりました。文政期の 1820 年代、蜂の巣退治の際にたき火をしたところ誤って焼き枯らしたため、現福島市上名倉から福島の似た赤松をゆずり受け、阿武隈川を川舟に積んで移し植えられたの

が現在の二代目の松です。これも 10 年ほど前からマツクイムシの被害に遭い、三本あった太い幹のうち一本が残るのみとなっていました。このため、郡山市にある福島県林業研究センターにて残った幹の枝を接ぎ木して育ててきました。その幼木が約 2 m まで伸びたため、現在ある親木のそばに移植しました。植樹にあたっては、佐藤町長はじめ、町文化財保護審議会（佐藤榮壽会長）の委員が見守る中、同センターの渡辺次郎専門研究員の指導で行なわれました。腰掛松の脇には、平成 16 年に故菊地正氏から寄贈された赤松もあり、今回移植した松とあわせて、後継松として育てますので、名木が再び大きな枝を広げるとを期待し、町民皆さんで見守ってください。

義経の腰掛松、後継松を植樹



4 月から 児童手当は 子ども手当にかわります

支給対象者 0 歳から中学校終了までの子どもを養育している人

「児童手当」と「子ども手当」の違い		
対 象	児童手当 (3 月まで) 0 歳から小学校終了までの子ども	子ども手当 (4 月から) 0 歳から中学校終了までの子ども
支給月額 (子ども 1 人あたり)	3 歳未満 10,000 円 3 歳以上 第 1・2 子 5,000 円 3 歳以上 第 3 子以降 10,000 円 中学生 支給対象外	13,000 円
所得制限	あり	なし
支 給	6 月・10 月・2 月	6 月・10 月・2 月

▶ 手続きの必要のない人

○ 3 月 31 日現在、児童手当を受給している人
 ※ただし、新中学 2・3 年生の子どもを養育している人は手続きが必要です。
 ※ 4 月下旬（予定）に認定書などの通知を送付します。

▶ 手続きの必要な人

○ 3 月 31 日現在、児童手当を受給していない人
 ○ 3 月 31 日現在、児童手当を受給している人で、新中学 2・3 年生の子どもを養育している人
 ※該当者には、4 月下旬頃にお知らせを送付します。

手当の初回支給日 6 月 4 日（金）
 児童手当（2・3 月分）及び子ども手当（4・5 月分）

◆問い合わせ先 保健福祉課 社会福祉係 ☎ 585-2793